

「屋外イベント会場等火災対策検討部会報告書」について

予防課

1 はじめに

消防庁では、平成25年8月15日(木)京都府福知山市において死者3名、負傷者56名が発生した福知山花火大会火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「屋外イベント会場等火災対策検討部会」(部会長:小林恭一東京理科大学大学院教授)(以下「検討部会」という。)を開催し、屋外イベント会場等における火災予防対策のあり方について検討を進めてきた。

10月4日(金)に検討部会の最終報告書が取りまとめられたことから、その概要を紹介する。

なお、報告書の全文については、消防庁のホームページ (http://www.fdma.go.jp/)を参照して頂きたい。

2 福知山花火大会火災の概要

・発生場所

京都府福知山市 由良川左岸(音無瀬橋下流約60m)

• 発生日時

出火時刻 平成25年8月15日 (木) 19時28分頃

覚知時刻 19時29分 (警備中の消防隊及び見物人か

らの同時通報)

鎮火時刻 19時40分

・焼損状況等

焼損程度:調査中

人的被害:死者3人、負傷者56人(うち重傷16人)

出火原因:調査中

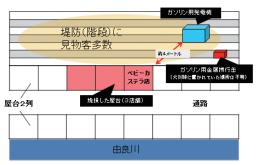
国 福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等の今後の火災予防のあり方

検討部会で取りまとめられた屋外イベント会場等の火災予防上の課題と今後の火災対策のあり方の概要は以下のとおりである。

1 福知山花火大会火災を踏まえた屋外イベント会場等 の火災予防上の課題

○露店等の配置について

人的被害が拡大した要因の一つとして、花火を見物する観客席と火気を扱う露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接していたことがあげられる。必ずしも、火災予防の観点から店舗の配置を確認する体



花火打ち上げ場所

制がとられていないことが課題であると考えられる。

○主催者等による火災予防の取組について

警備計画に消防に関することも記載されていたが、 花火による火災発生への備えや救急対応に主眼がおか れた計画であった。

本火災のあった露店に対する火災予防上の指導体制についても明確ではなく、一般的に個々の露店に対する火気管理については、個々の露店主に委ねている場合もあることが課題であると考えられる。

○消火準備について

本火災の消火活動は、現地警備中の消防団が可搬ポンプ及び河川の水を利用して実施し、速やかに消火したが、他の屋外イベント会場等において同様の対処ができるとは限らない。

なお、法令で火気を扱う屋外イベント会場等の消火 準備に関する明確な規定がなく、福知山花火大会の各 露店における消火準備の状況も不明である。

火気を扱う屋外イベント会場等において、消火準備 の確保が徹底されていないことが課題である。

○消防機関の事前把握について

本火災では、消防機関がイベントを事前に把握し、 警戒態勢をとっていたが、火災危険性に応じて、消防 機関が必要な情報を確実に把握することができ、必要 に応じて指導ができるようにすることが課題である。

2 課題を踏まえた必要な火災対策

今回のような火災被害を繰り返さないためには、火災 危険性の高い屋外イベント会場等について、次のような 屋外の防火管理の仕組みの構築を中心とするソフト面で の対策及びハード面での対策等を総合的に講じることが





福知山花火大会火災現場の状況

必要である。

○ソフト面での対策

ア 「屋外イベント会場等の防火管理」について

主催者等は、イベント全体の火災予防上の安全を確保する責務を果たすため、「屋外イベント会場等の防火管理」の仕組みを構築することが必要である。

具体的には、以下のこと等が考えられる。

- ・防火担当者を選任すること。
- ・露店等における火気器具等及び危険物の使用を把握 すること。
- ・露店、観客席、観客の動線等の配置について火災予 防上の安全を確保すること。
- ・火災が発生した場合の初動対応を整えること。
- ・露店において必要な消火準備がなされていることを 確認するための体制を整備すること。また、必要に 応じ、自ら消火準備をすること。

これらの「屋外イベント会場等の防火管理」については、消防機関が必要に応じて事前に指導することができるよう、事前に消防機関に届け出る仕組みを整備する必要がある。

また、火気器具等・ガソリン等の危険物の使用者は、適切に火気器具等・ガソリン等の危険物を取り扱うとともに、主催者等と協力して屋外イベント会場等の火災予防に努める必要がある。

なお、主催者等は、イベント全体の安全を確保する ため、事前打ち合わせ等の機会を捉え、消火の準備、 消火の訓練を促す等の防火教育を実施する等、火気器 具等・ガソリン等の危険物の使用者の防火意識向上を 図るための措置を講じることが望ましい。

イ 消防機関による指導

消防機関は、アの届出により多数の者が集まる屋外 イベントを把握した場合においては、火気器具等の取 扱い、消火準備、店舗の配置等その他の防火上必要な 事項について指導を行うべきである。

また、必要に応じ現地におもむき、防火の体制が不 十分な場合には、改善を図らせるべきである。

○ハード面での対策

ソフト面での対策とあわせて実施することで十分な 効果を得るため、火災危険性の高い屋外イベント会場 等において火気器具等を取り扱う露店等を出店する者 には、火災時における被害拡大防止の観点から火災危 険性に対応した消火準備を義務づける必要がある。

○その他必要な対策

ア 関係行政機関等との連携

消防機関は、火災危険性の高い屋外イベントについては、その計画段階から、事前打合せに積極的に参加する等、当該イベントの開催に関係する警察、道路管理者、河川管理者等の関係行政機関及び主催者等、イベント受託業者、イベント警備受託業者、露店出店団体等の屋外イベント関係者と情報を共有し、連携して対応するべきである。

イ 注意喚起

屋外イベント会場等で使用される火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物は、取り扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあることから、主催者等、イベント受託業者、イベント警備受託業者及び消防機関は、観客に対し、これらがある場所にみだりに近づかないようにすること等の注意喚起を行うことが望ましい。

また、消防庁は、火気器具等・煙火・ガソリン等の 危険物は、取り扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそ れがあることを改めて周知するべきである。

4 おわりに

消防庁は、検討部会で必要とされた火災対策について、 今後、消防法施行令や火災予防条例(例)の改正などの 措置を講じる予定である。

これらの改正がなされるまでの間、消防機関において は、検討部会報告書や消防庁の通知を踏まえ、火災予防 上の指導を実施することが望まれる。

また、屋外イベントの主催者等や露店の関係者においては、火気器具等や危険物の適切な取り扱いや配置についてあらためて確認するとともに、積極的に消防機関の指導を求め、それに従い、消火準備をした上で、火災予防上安全なイベントとなるよう、最大限努力することが期待される。

問合わせ先

消防庁予防課 増沢、古賀 TEL: 03-5253-7523(直通)